

相続のプロが語る相続最前線 「どうなる？相続、どうする？相続」

2022年12月19日

講師：山口拓也



【事務所のご紹介】

Profile



設 立	2002年4月1日
本社所在地	〒163-0631 東京都新宿区西新宿1丁目25番1号 新宿センタービル31階
本 部	〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー28階 TEL. 03-5323-3301 (代表) / FAX. 03-5323-3302
代 表 者	理事長 徳田 孝司
従業員数	1,811名 (税理士274名 公認会計士56名)
U R L	https://www.ht-tax.or.jp

1. お正月は相続を考える時期？

- ✔ お正月の時期は家族が集まるので相続について話し合ういい機会です。
- ✔ ぜひ家族と一緒に将来のことを話してみましよう。

2. 具体的に何を考える？

✓ 自宅をどうするか？

✓ 相続税かかるのか？

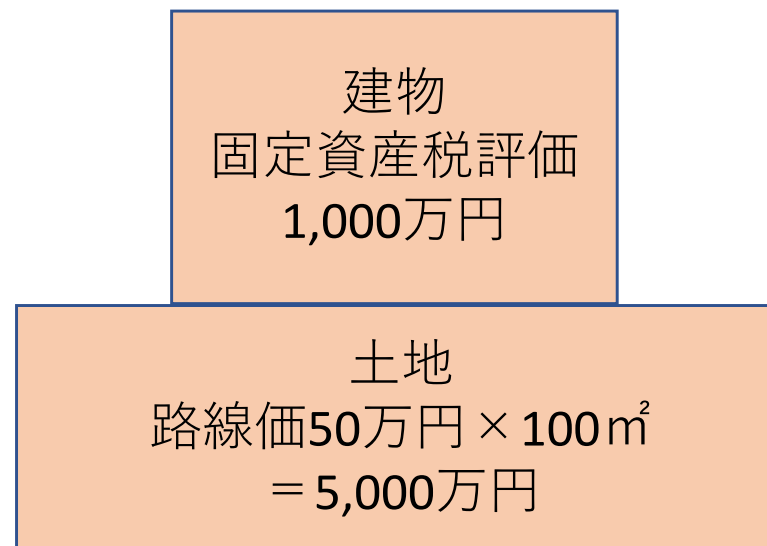
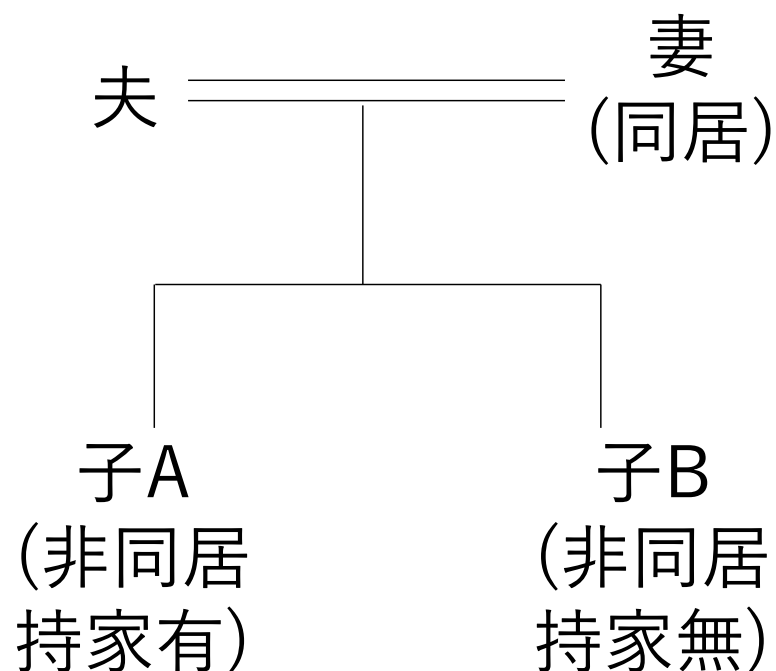
✓ お葬式をどうするのか？

3. 自宅をどうするか？

事例

私は東京の自宅で妻と同居しております。子供は二人おりますが、二人とも結婚し、それぞれ家庭を持っています。

自宅については小規模宅地等の特例により土地の評価が下がると知人に聞きましたが、私の家でも使えるのでしょうか。



3. 自宅をどうするか？

疑問点

小規模宅地宅地等の特例は、同居していないといけないと聞きましたがそうなんでしょうか？

解答

二次相続の場合に、残った配偶者が一人暮らしをしていて、その配偶者が亡くなった際に、持家に暮らしていない子供が相続をすると使える可能性があります。

3. 自宅をどうするか？

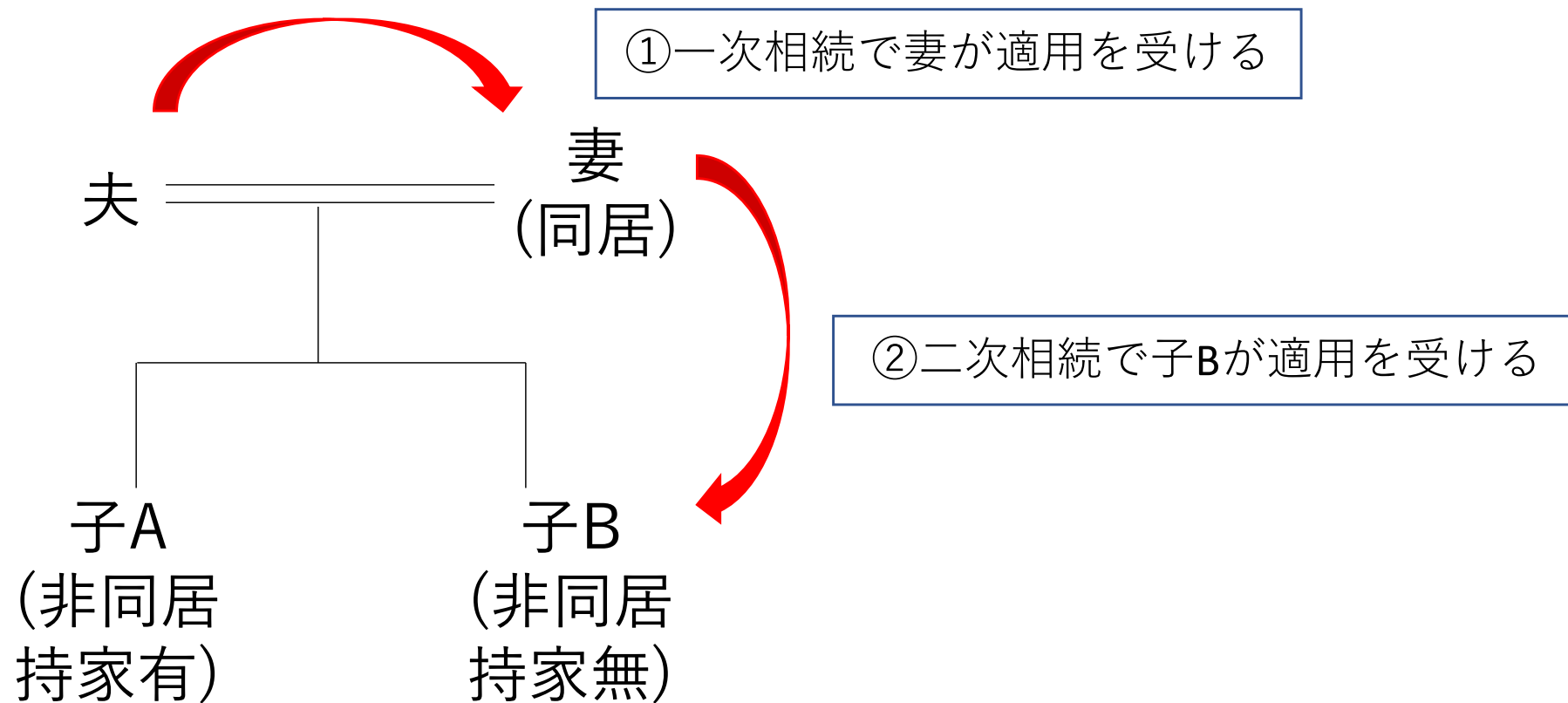
【特定居住用宅地等を取得した者として要件を満たす者とは？】

宅地等の取得者	適 用 要 件
◎ 配偶者	無条件に特定居住用宅地等に該当する
1. 同居親族	<ul style="list-style-type: none">○ 被相続人と相続開始直前まで同居○ 申告期限まで保有し、居住している者
2. 生計一親族	<ul style="list-style-type: none">○ 被相続人と生計を一にする親族○ 申告期限まで保有し、居住している者
3. 3年内家なき子	<ul style="list-style-type: none">○ 被相続人には配偶者または同居の相続人である親族がない○ 相続開始前3年以内に相続人の家屋、及びその配偶者所有の家屋に居住していない○ 申告期限までその宅地等を保有している者
	平成30年度税制改正により、上記要件に加えて次に掲げる者が除外されます。 <ul style="list-style-type: none">○ 相続開始前3年以内にその者の3親等内の親族及び特別な関係にある法人が有する国内に所在する家屋に居住したことがある者○ 相続開始時において、居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことのある者

3. 自宅をどうするか？

パターン1

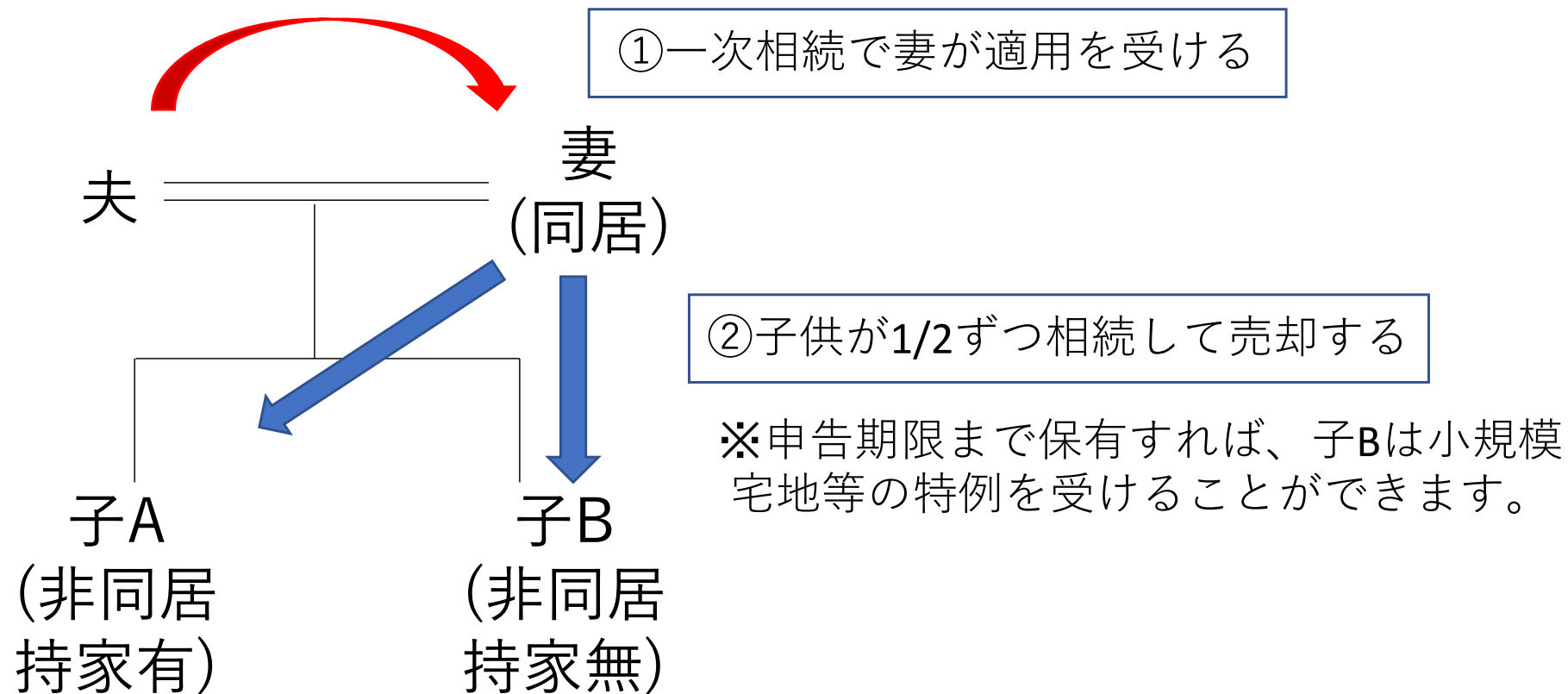
小規模宅地等の特例を2回適用を受ける



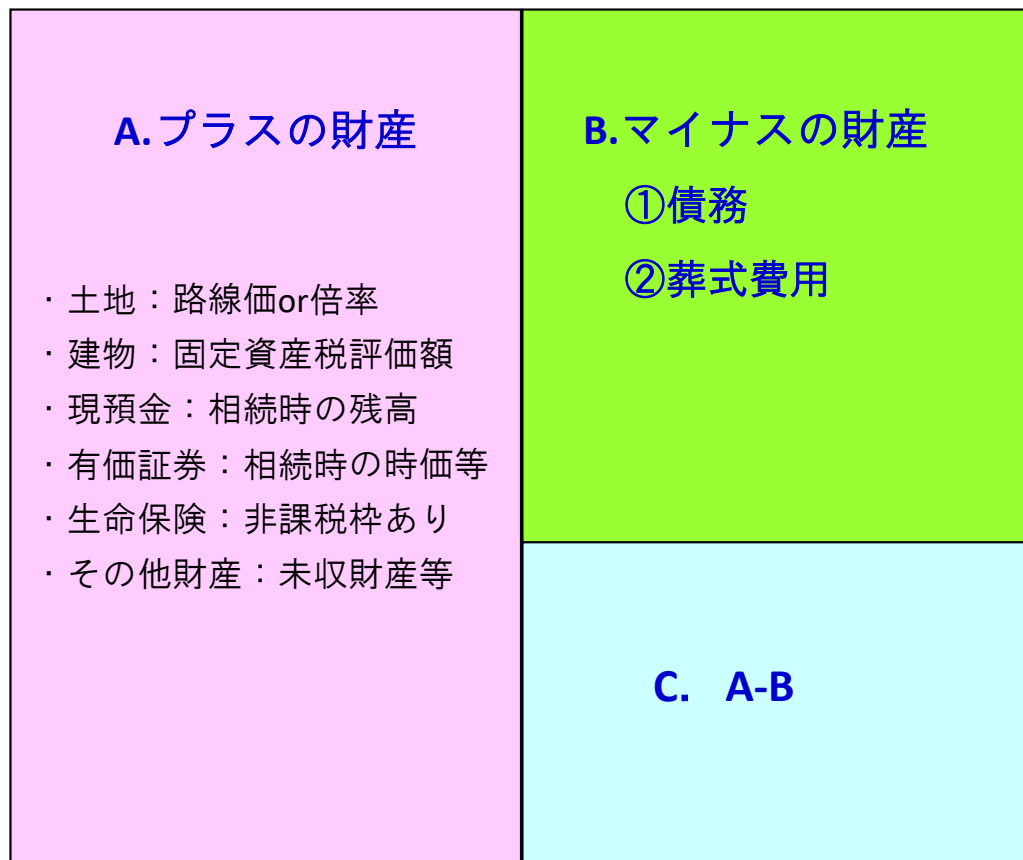
3. 自宅をどうするか？

パターン2

売却することを前提に二次相続で子供二人に相続してもらう

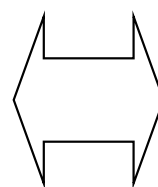


4. 相続税がかかるのか？



相続対策のスタートは現状分析からスタートします。

- ・ 分割？
- ・ 納税？
- ・ 対策？



基礎控除(注)
3,000万円+600万円
× 法定相続人の数

C > 基礎控除 ⇒ 申告要

C ≤ 基礎控除 ⇒ 申告不要

※配偶者の税額軽減及び小規模宅地の減額は、申告しないと控除できません。

【参考】相続税と贈与税の一体課税（相続税と贈与税の関係）

検討のポイント

- 贈与者が税負担を意識して財産移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産移転を促すため、一方で意図的な税負担の回避を防止するため、相続税と贈与税の一体化に向けた検討が進められます（資産移転の時期の選択に中立的）。

問題点

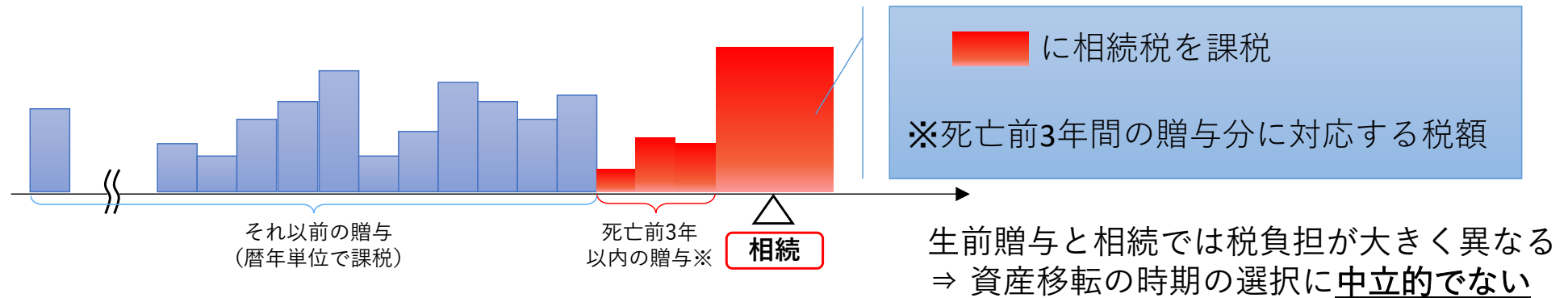
- 贈与税は、相続税の補完税としての性格を持っており、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定され、生前贈与に対して抑制的に働いている面があります。
- 一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界があります。

【参考】相続税と贈与税の一体課税（相続税と贈与税の関係）

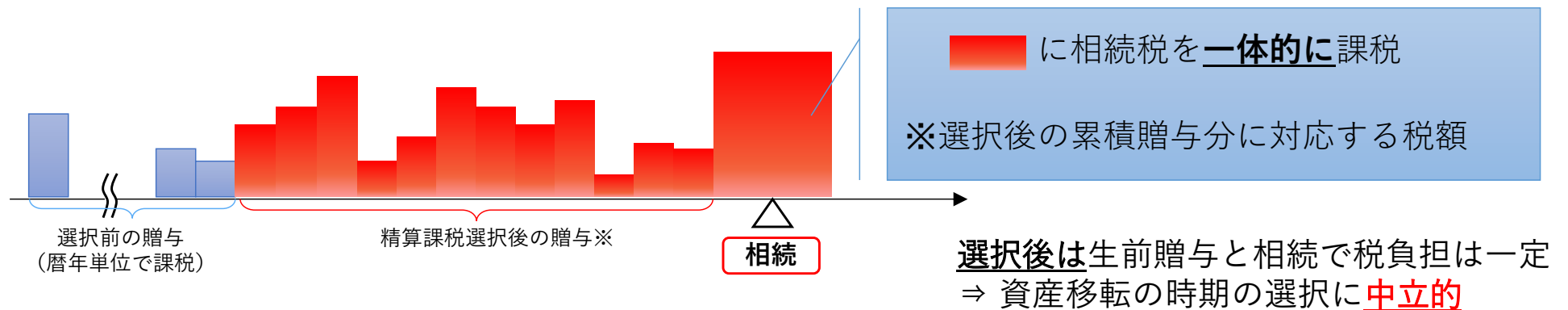
解説

「**資産移転の時期の選択に中立的**」とは、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る**税負担が一定となる**ことをいいます。

<暦年課税>



<相続時精算課税>



【参考】令和5年度税制改正大綱（令和4年12月16日発表）

暦年贈与の改正

- 相続開始前贈与の加算期間を7年（現3年）に延長する。
- 延長した4年間に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産に加算しない。

相続時精算課税制度の改正

- 相続時精算課税で受けた贈与については、毎年110万円までは課税しない。
- 相続時精算課税で受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時に再計算する取扱いを設ける。

適用時期

令和6年1月以降の贈与について適用する。

【参考】コラム 最高裁判決と有効活用

「高齢者の相続対策が最高裁判決で否認！」

1. 節税のために不動産を購入

90歳のおじいちゃんが10億円の借入れをして、不動産を13億円で購入しました。その不動産は路線価で評価をすると3億円となり、結果として相続税が0円となりました。

2. 税務署は時価で課税

税務署は、総則6項という伝家の宝刀を使い、時価13億円で追徴課税を行い、納税者との争いになりました。

3. 令和4年4月19日の最高裁判決で

争いは最高裁までもつれ込み、行き過ぎた節税ということで税務署の勝利となりました。高齢・節税・借入がポイントでしょうか。投資だったらどうなっていたでしょうか。今後の相続対策には注意しましょう。